

令和6年度鳥取県文化芸術活動支援補助金 質疑応答集

鳥取県地域社会振興部文化政策課

【全般】

問1 この制度の目的を教えてください。

[回答] 本県では、県内に活動の本拠を置く芸術家、文化活動者、文化芸術団体が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演、顕彰活動を支援し、高いレベルの鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、鳥取の文化の創造及び継承並びに文化芸術活動を通した情報発信につなげることを目的に本制度を設けています。

問2 この制度ではどのような事業が助成対象になりますか。

[回答] 本制度では、次の①から④までの細事業を設け、支援を行っています。

事業区分	対象事業
①優れた文化芸術活動支援事業 【審査会】	県内外（国内に限る）で行われる、県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演及びこれに付随して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外) (過去2年度に本事業の交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は対象外)
②とっとり文化の先人顕彰事業 【審査会】	(顕彰立ち上げ支援事業) 全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る）について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウム・展示会等の開催、発行物等の作成、資料整理等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象) (全国発信事業) 全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る）について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウム・展示会の等で、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
③周年支援事業	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例的な作品展示・舞台公演及びこれに付随して行われるワークショップ等に係る周年事業(第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ規模の大きな事業)
④映像作品活用支援事業	県内で実施する県内の事柄、県内出身人物をテーマにした作品など本県ゆかりの映画・アニメーション等映像作品を上映する事業、講演会等 (当該活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

問3 自ら創造し、実施する作品展示・舞台公演及びこれに付隨して行われるワークショップとはどういう活動ですか。

[回答] 事業実施主体自らが出演者として舞台公演に出演をしたり、自らが創作した作品の展示を行う活動が支援の対象となります。

ただし、文化活動者が事業実施主体となる活動であっても、自らは出演・創作をせず、企画・運営のみ行う招へい公演などは支援の対象外となります。

また、ワークショップとは、作品展示や舞台公演に関連して、文化芸術への理解を深めたり、実際に体験したりしていただくために、一般参加者を対象として、体験型の講座等を行うことをいいます。

問4 故人の遺作展を関係者が企画・実施する場合は補助事業の対象となりますか。

〔回答〕本制度は、県内で活動している芸術家等が自ら創造し、実施する作品展示・舞台公演を支援することとしています。従って、故人の遺作展を開催する場合の事業実施主体は、作品創作者以外となりますので、補助事業の対象外となります。

なお、「②とつとり文化の先人顕彰事業」では、全国的にも功績を残しながら、地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る）について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用し、広く県内外に発信する取組みを支援しています。

問5 実行委員会組織で活動を行う場合、構成員に占める県内活動者の割合に制約がありますか。

〔回答〕構成員の過半数が県内に活動の本拠を置く芸術家等である場合、補助対象とします。

本補助金では、県内活動者とは県内に活動の本拠を置く文化団体等をいい、本県出身の文化団体等であっても、申請時点における申請者の活動の本拠が県外であることが明らかな場合は、県内活動者には該当しません。

問6 他者が主催する舞台公演等に参加する場合、補助対象となりますか。

〔回答〕この制度は、文化団体等が自ら行う創造的な活動を補助対象とします。従って、申請者が共催者の場合を除き、補助対象にはなりません。

問7 県内の芸術家等が実行委員会を組織し、コンサートを開催する場合、補助事業の対象となりますか。

〔回答〕事業の実施主体又は目的によって、事業区分が変わってきます。補助要件の適合の可否については、御相談ください。

①優れた文化芸術活動支援事業

出演者を主体とする実行委員会が実施するコンサートで、その内容が優れた舞台公演に該当すると判断された場合、その他の補助要件を満たせば補助事業の対象になります。

なお、優れた舞台公演に該当するかの判断は、選定委員会での審査結果をもとに行います。

②周年支援事業

出演者を主体とする実行委員会が、定例的に開催しているコンサートについて、周年事業として規模を拡大して事業実施する場合、その他の補助要件を満たせば補助事業の対象となります。

問8 舞台公演の場合、補助対象経費の10パーセント以上を入場料で確保できるものであることを補助要件としている考え方を教えてください。

〔回答〕この制度は、活動への支援を通じて高いレベルの鑑賞機会が広く県民に提供されることを目的としています。

支援の対象となる活動には一定の質の担保が必要と考えていることから、舞台公演については、補助対象経費の10%以上を入場料で確保できるものであることを条件としています。なお、補助事業の実施により収益が発生しても、それを補助対象経費から控除することはしないこととしています（「②とつとり文化の先人顕彰事業」を除く）。これは、入場料のほか、協

賛金、民間助成など様々な資金を活用し、活動の充実を図っていただくことを目的としているためです。

ただし、入場料を徴収して実施される舞台公演であっても、寄付行為（チャリティー）を目的に実施される事業は補助対象外としています。

問9 「補助対象経費の10パーセント以上を入場料で確保できるものであること(ただし、交付決定の後、不測の事態の発生など特別の事情があると文化政策課長が認めた場合はこの限りではない。)」とは、具体的にどのような場合が想定されますか。

〔回答〕 例えば、交付決定後に、感染症のまん延などの理由により、やむを得ず入場者数に制限をかけるなどしたため、十分な入場料を得ることができなくなる場合などが想定されます。

問10 作品展示の場合、入場料の徴収を補助要件としていない理由を教えてください。

〔回答〕 当該事業を活用して作品展示会等を実施される場合、多くの人に来場してもらうため入場料は徴収しないことが多いことから、入場料徴収は必須要件としていません。

なお、展示した作品を販売することも可能ですが、その場合、販売による収益は収入として計上する必要があります。

問11 国及び県からの助成金の交付を受けていないことが事業要件になっていますが、独立行政法人日本芸術文化振興会による助成は、国からの助成に含まれますか。

〔回答〕 独立行政法人日本芸術文化振興会が行う芸術文化振興基金は、国の単独出資ではなく、民間企業からの出資と合わせて運用されていること、また、同法人は文化芸術活動により生じる赤字補填を目的に助成を行っていることから、この制度とは助成目的が異なります。

従って、同法人からの助成は国からの助成とはみなさない取扱いとしています。

問12 補助事業要件となっている「事業の波及効果が複数の市町村に及ぶ活動」とは具体的にはどのような活動が該当しますか。また、それはどのようにして確認するのですか。

〔回答〕 「活動範囲が複数市町村に及ぶ活動」又は「鑑賞者が複数市町村に及ぶ活動」が該当します。具体的には、事業開催の周知が複数の市町村に渡って行われる活動や、より多くの県民が参加・鑑賞できるような取り組みが行われる活動（複数の市町村からの出演又は鑑賞者の動員が明らかに見込まれる活動）が想定されます。

これらの確認は、計画段階では広報の範囲又は活動者の構成で行うこととし、実績段階では鑑賞者の範囲（アンケート結果等）又は活動者の構成で行う予定です。

問13 「波及効果が単独市町村に限定される場合は、当該市町村からの助成が行われる活動であること。」とありますが、具体的にはどのような活動が該当しますか。

〔回答〕 例えば、市町村の文化祭に参加する活動で、活動者、鑑賞者が単独の市町村に限定される活動が想定されます。このような活動については、当該市町村（市町村文化団体を含む）から助成が行われる場合に限り本補助金の補助要件を満たすことになり、補助対象経費の1／4又は当該市町村からの助成額のいずれか低い額を当該補助金の限度額とします。

問14 この制度におけるプロの定義を教えてください。

〔回答〕 文化芸術活動を生業としている個人又は団体です。

問15 県内に活動の本拠を置くプロが事業主体となる文化芸術活動はこの制度の対象になりますか。
また、県内に活動の本拠を置くアマチュア団体とプロが共催又は共演する場合、補助事業の対象になりますか。

〔回答〕取扱いは、次のとおりです。

事業区分	事業主体	取扱い	摘要
優れた文化芸術活動支援事業	県内に活動の本拠を置くプロ	○	
	県内に活動の本拠を置くアマチュア団体とプロの共催又は共演	△	<ul style="list-style-type: none"> ■プロをゲスト（客演）として招へいする場合は、補助対象外となります。 ■プロとの共催又は共演が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合に限り、補助対象となります。
周年支援事業	県内に活動の本拠を置くプロ	×	
	県内に活動の本拠を置くアマチュア団体とプロの共催又は共演	△	<ul style="list-style-type: none"> ■プロをゲスト（客演）として招へいする場合は、補助対象外となります。 ■プロとの共催又は共演が、より創造的な活動となることに顕著に寄与していると認められる場合に限り、補助対象となります。

【優れた文化芸術活動支援事業】

問 16 国外や県外で行われる活動は対象になりますか。

〔回答〕県外での活動も対象になりますが、国外での活動は対象外としています。なお、県外（国内に限る）での活動の場合、活動の成果を県民へ還元するという観点から、作品展示・舞台公演等の開催後、県内での報告会又は動画配信等により、実施状況を県民へ広く周知するようお願いします。

問 17 優れた作品展示・舞台公演の判断は誰がどのように行うのですか。

〔回答〕優れた作品展示・舞台公演の判断は、本県が設置した鳥取県補助金等審査会（文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会）があらかじめ定めた審査要領に基づき交付申請書の審査を行い、その結果をもとに交付決定の可否を決定します。

なお、選定委員会において、本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与することが認められたと判断された活動については、補助上限額が1,000千円となります。

問 18 過去に「優れた文化芸術活動支援事業」に認定された芸術家等が行う活動であれば、何度申請しても支援の対象になりますか。

〔回答〕優れた作品展示・舞台公演については、選定委員会において、事業の創造性、充実度、実現性などの評価項目について審査が行われており、属人で判断するものではありません。

従って、一度採択になった芸術家等が応募すれば必ず採択になるというものではありません。

なお、この事業では第〇回と銘打って定例的に実施される活動は対象外としています。また、過去2年度において交付決定を受けて事業を実施した芸術家等は、補助対象者から除くこととしています。

【とっとり文化の先人顕彰事業】

問19 補助事業で作成した発行物等を有償で配布することは可能ですか。

[回答] 発行物等を有償で配布することも可能です。ただし、本事業は、全国的に大きな業績を残すなど、全県的に顕彰をおこなうべき者でありながら、地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術分野の先人（物故者に限る。）について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用することを目的とした事業ですので、発行物等を作成された場合は、公立図書館等にも寄贈いただくとともに、有償配布する際の単価は、原価を上回ることのないようにしてください。

また、著作権、肖像権等の権利関係の処理については、申請者において適切に対応してください。

【周年支援事業】

問20 「周年事業」とは、定例化した文化芸術活動のうち、第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較的大きな事業とありますが、規模拡大の例を教えてください。

[回答] 例年に比べ比較的大きな事業であると認められた活動例は、次のとおりです。

<活動例>

- (例1) 例年に比べ規模の大きな会場に移し、出品数を増加。
- (例2) 予算規模を拡充し、プロと共に演することで活動を充実。
- (例3) オーケストラの編成を拡充。
- (例4) 収容人数の多い会場に移し開催。

問21 「周年」の確認はどのようにして行うのか教えてください。

[回答] 過去に実施した同種事業（直近3回）の事業内容及び収支決算の状況がわかる資料の提出をお願いしており、提出されたパンフレットなどで定例的に行われている活動の内容を確認します。

【その他の助成制度】

問22 この制度のほか、文化芸術活動に対する助成制度があれば教えてください。

[回答] （財）ごうぎん鳥取文化振興財団、（財）エネルギー文化・スポーツ財団など民間団体においても地域社会の活性化、企業の社会貢献などを目的に様々な文化芸術活動に支援を行っています。

詳しくは文化政策課ホームページ「他の機関が所管する芸術・文化事業への助成制度一覧」（<https://www.pref.tottori.lg.jp/76599.htm>）に掲載していますのでご覧ください。